

### 第3編 準備書に関する審議経過及び修正内容



## 第1章 公告・縦覧の概要

準備書の公告・縦覧は以下に示す内容で行った。準備書に対する住民等の意見の件数は5件であった。

表 1-1 準備書の公告・縦覧の概要

|             |  |
|-------------|--|
| 公 告 日       | 平成 23 年 7 月 19 日(火)                                  |
| 縦 覧 期 間     | 平成 23 年 7 月 19 日(火) から 平成 23 年 8 月 18 日(木)           |
| 縦 覧 場 所     | 長野県環境部環境政策課<br>長野地方事務所環境課<br>長野市環境部環境政策課<br>長野市大豆島支所 |
| 意 見 募 集 期 間 | 平成 23 年 7 月 19 日(火) から 平成 23 年 9 月 1 日(木)            |
| 意 見 提 出 先   | 長野広域連合事務局環境推進課                                       |
| 意見書の提出件数    | 5 件  |

## 第2章 住民等の意見及び事業者の見解

準備書に対する住民等の意見及び事業者の見解は次ページ以降に示すとおりである。

提出された意見書については、意見者ごとに番号を付け、意見の内容に沿った区分けを行い、事業者の見解を示した。

また、意見書の原文中の下線箇所は、「長野広域連合 A 焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書要約書(平成 23 年 7 月)」の記載ページを示し、意見書の原文中に記載された個人名は掲載せず、意見書に添付された書類については、掲載を省略した。

なお、表中の章、項目及び頁等については、「長野広域連合 A 焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書(平成 23 年 7 月)」の記載箇所を示すものとする。

| 意見書1 |           | ( 1 / 1 ) |         |
|------|-----------|-----------|---------|
| N°   | 準備書での該当箇所 |           | 意見等の見解  |
|      | 章         | 項目        |         |
| 1    | 第4章       | 4-1 大気質   | 304     |
|      |           | 4-2 騒音    | 374~378 |
|      |           | 4-3 振動    | 407     |
|      |           | 4-5 悪臭    | 440     |
|      |           | 準備書全般     |         |
| 2    |           |           |         |
| 3    | 第1章       | 1-5 事業の内容 | 9       |
| 4    | 第1章       | 1-5 事業の内容 | 24      |

意見書の原文

1. 施設の詳細が決まっていないのに、施設の稼働による環境への影響は評価できないと思います。

4-1 大気質 304  
 4-2 騒音 374~378  
 4-3 振動 407  
 4-5 悪臭 440

2. 影響予測にあたって、使用されている基図が古い  
 例えば、『第4章 図4-1-1(1) 大気質の現地調査地点』の基図には、4~5年前に閉店した西友スーパーが載っており、それ以降に計画敷地周辺に建てられた多くの民家が載っていません。現状とは異なる平面図を使用して、技術委員に正しい評価を求めることは無理です。影響を予測するならば少なくとも平成22年の住宅の状況を記した基図を用いるべきです。

3. ごみ処理広域化基本計画は時代の流れに逆行しています  
 「温暖化ガスの削減のため、灰溶融炉は廃止」(環境省、平成22年3月)など社会情勢が変化する中で、平成11年度以来の灰溶融炉計画をそのまま引きずった広域連合の計画はこれからの時代に適した選択と言えるでしょうか。広い見地からの評価を求めます。

1-5 事業の内容 9

4. 原発事故に限らず、想定外の事故も考慮して欲しい  
 準備書の要件には当たらないかもしれませんが、万一、灰溶融炉の爆発事故が起こった場合の影響予測や対応計画がありません。これらは、地元住民合意を求めらるうえで必須条件と考えます。

1-5 事業の内容 24

意見等に対する事業者の見解

今回の環境影響評価業務と併行して作成した計画施設のアセス用の概要設計を基に、複数のアフランクメーカーから排ガス、騒音等の基本情報を入力し、数値の確認を行なったうえで、環境負荷が最大となる諸元を設定して予測評価を実施しております。なお、排出源の主な諸元については準備書の以下のページに記載しております。

- ・排ガス発生源の条件 P304表4-1-69
- ・騒音発生源の条件 P374図4-2-15(1) からP378表4-2-35 まで
- ・振動発生源の条件 P407図4-3-8、表4-3-22
- ・悪臭発生源の条件 P440表4-5-11

準備書に掲載しました地図等については、再度、確認を行い必要に応じ評価書において修正したものを記載いたします。  
 なお、予測評価は現況に基づき行っており、地図が古いことによる影響はないと考えております。

国から平成22年3月に①ダイオキシン類対策が進んだことによる溶融固化処理の必然性の低下、②最終処分場の残存年数の増加、③灰溶融固化設備の廃止による燃料等の削減により温室効果ガス削減への寄与を理由として、過去に国庫補助金により整備した灰溶融固化設備を廃止しても補助金の返還を要しない旨、一定の条件(①焼却灰の全量をセメント又は土木材料として利用するか他の施設で溶融処理できること、②焼却灰の再利用等が困難な場合は、最終処分場を15年分以上確保できること等)を付し、通知されております。(「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用(焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分)について」平成22年3月19日)

当広域連合では、このような国の動向もふまえ、平成23年2月に「ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行い、「灰の資源化の検討」、「高効率発電の導入」、「災害ごみへの対応」等、近年のごみ処理技術の進展、地球温暖化問題の顕在化等を考慮したところでありますが、国の通知の要件を満たすことについては、現時点では困難であり、最終処分量の減容化、ダイオキシン類の無害化等に有効であり、再資源化につながるものと考えられますことから、引き続き溶融固化処理を行う計画としております。

ご指摘のように、灰溶融炉を取りやめ、余剰電力をより多く生み出すことは温室効果ガス削減に寄与するものではありませんが、溶融固化処理に必要なエネルギーは、ほぼ全量を高効率発電により賄うことができ、かつ余剰電力も生み出せるものと判断しております。

ご指摘の件は、環境影響評価の対象ではないと考えます。  
 なお、計画施設は、災害に強い施設とし、万一の事故や自然災害の際には安全に運転を停止し、二次災害を発生させないことが重要と考えます。稼働にあたっては、可能な限り具体的なリスクを想定し、事故対応マニュアルや危機管理マニュアルを作成し、職員の教育訓練を徹底するなど危機管理体制を整えてまいります。

| 意見書2   |           | ( 1 / 3 )   |   |
|--------|-----------|---|---|
| No     | 準備書での該当箇所 |   | 意見等に対する事業者の見解   |
|        | 章         | 項目  |   |
| 5      | 準備書全般     |   | 今回の環境影響評価については、焼却炉(ストーカー式 450 t/日)と灰溶融炉(電気式 60 t/日) が稼働するという条件で予測評価を行っております。  |
|        |           | 1. 総括的意見<br>環境影響評価準備書(以下準備書と略称)は科学的根拠と信頼性について疑義があり、また焼却炉とともにA焼却施設を構成する灰溶融炉に係る環境影響評価が欠落していることから、準備書としての要件を満たしていません。従って、候補地にA焼却施設を建設することの可否について判断する際の資料とすることはできません。 | 意見書1 No1の見解と同じです。   |
| 6      | 第4章       | 4-1 大気質   | 意見書1 No1の見解と同じです。   |
|        |           | 4-2 騒音  |   |
| 4-3 振動 |           |   |   |
| 4-4 悪臭 |           |   |   |
| 4-5 悪臭 |           |   |   |
| 7      | 第4章       |   | 施設稼働後の予測濃度は、建設候補地周辺で実施した現況調査より得られた大気汚染物質等の最大値(バックグラウンド濃度)に、計画施設からの最大の寄与濃度を付加して算出しております。このように、予測濃度については、影響が最大となる条件を想定しておりますが、全ての地点で環境保全目標値を下回る結果となっております。  |
|        |           | 4-1 大気質   | 次に、排ガスの寄与濃度の有効数字を揃えていない理由につきましては、建設候補地における気象調査の結果を基に、大気拡散モデルにより排ガスの寄与濃度を算出したところ、その結果が、バックグラウンド濃度より数値が低かったことから、より下の桁まで表記したものです。<br>また、予測値の変動については、排ガス濃度は最大となる計画値を用い、排ガス量の最大と最小で予測を行ったとおりです。<br>その一例として窒素酸化物の長期評価の結果を以下に示します。<br>・ケース1 条件 最大値 136,000Nm <sup>3</sup> /h<br>予測結果 0.02476ppm (年平均値)<br>・ケース2 条件 最小値 113,000Nm <sup>3</sup> /h<br>予測結果 0.02462ppm (年平均値)<br>上記結果のとおり、排ガス量が20%変化しても、予測結果の変化は約0.5%程度であり、著しい違いは見られませんでした。 |

| 意見書 2 |           | 意見書の原文       |     | 意見等に対する事業者の見解  |
|-------|-----------|--------------|-----|--|
| No    | 準備書での該当箇所 |              | 頁   |  |
|       | 章         | 項目           |     |  |
| 8     | 第1章       | 1-5 事業の内容    | 9   | 灰溶融炉を含めた計画施設の排出源の諸元は、意見書 1 No 1 の見解に示したとおりであり、灰溶融炉を含めた計画施設の稼働電力と発電量については、「準備書 P678 表 4-16-15」のとおりです。<br>なお、灰溶融炉についての考え方は、意見書 1 No 3 の見解と同じです。  |
|       | 第4章       | 4-16 温室効果ガス等 | 678 |  |
| 9     | 第4章       | 4-16 温室効果ガス等 | 678 | ごみ焼却に伴い発生した熱エネルギーによる廃棄物発電を行い、灰溶融炉の稼働に必要な電力を賄う計画であり、新たな化石燃料を必要としないことから、灰溶融炉の稼働に伴う温室効果ガスの発生はほとんどないものと判断しております。<br>ご指摘があった灰溶融炉の説明が不足する部分につきましては、評価書において記載いたします。   |
| 10    | 第1章       | 1-5 事業の内容    | 9   | H22 年を目標準年度とした長野市省エネルギービジョン及び新エネルギービジョンでは、化石エネルギー消費を地域全体で1990年レベルに削減することや定格出力6,000kWの廃棄物発電の導入が目標とされておりましたが、その後、両計画を承継した長野市地球温暖化対策地域推進計画においても、エネルギーの面的利用促進の観点から、ごみ焼却施設でのエネルギー回収の推進、周辺施設での余熱利用の検討がうたわれております。<br>当広域連合が計画している灰溶融炉の稼働においては、新たな化石燃料を必要としない廃棄物発電により賄う計画とされています。また、廃棄物発電は、定格出力6,000kWを上回るかと計画していることから、これら計画等に配慮したものと考えております。<br>なお、廃棄物発電の他に、太陽光発電の導入を計画するとともに、雨水利用、屋上緑化等についても検討を行ってまいります。 |
|       |           |              |     | 6-1 事後調査項目 (大気質・供用) の非選定について   |

意見書 2

( 3 / 3 )

| No  | 準備書での該当箇所 |                        | 意見書の原文 | 意見等に対する事業者の見解  |
|-----|-----------|------------------------|--------|--|
|     | 章         | 項目                     |        |  |
| 1 2 | 第 6 章     | 6-3 事後調査結果の報告等         | 740    | 事後調査結果が予測値を上回ると認められた場合には、適切な対策・措置を実施いたします。また、これらの対応や事後調査の結果については、報告及び公表・公開をさせていただきます。これらのことについて、評価書において記載いたします。                                      |
| 1 3 | 第 3 章     | 3-1 環境影響を及ぼす要因と環境要素の抽出 | 177    | 計画施設については、適切な維持管理、メンテナンスを行うことで既設の長野市清掃センターと同様の年数での稼働が可能と考えております。<br>今回の環境影響評価については、長野県環境影響評価技術指針に基づいて実施しており、指針の中には、ご指摘のような概念による評価は含まれていないものと考えております。 |

| 意見書3 |              | ( 1 / 2 )      |  |
|------|--------------|----------------|--|
| No   | 準備書での該当箇所    |                | 意見等に対する事業者の見解  |
|      | 章            | 項目             |  |
| 14   | (その他)        |                | 長野市と松岡区との協定書につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。  |
| 14   | (その他)        |                | 長野市と松岡区との協定書につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。  |
| 15   | 第4章<br>(その他) | 4-10 植物<br>525 | 松岡土地区画整理事業につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。<br>なお、準備書要約書P127に記載しています「対象事業美施区域は、北側が草地」については、現況の植生の状況を示したものです。   |
| 15   | 第4章<br>(その他) | 4-10 植物<br>525 | 松岡土地区画整理事業の公園造成地（さくら公園）に長野広域連合ごみ焼却施設建設候補地に選定されている（127頁）<br>松岡土地区画整理事業の施行面積は、34.8ha 計画人口1,597人で土地区画整理法施行規則の設計概要の設定に関する基準：第9条6項に「設計の概要は公園の面積の合計が施行地区内に居住する人口一人当たり3平方メートル以上であり、かつ施行地区の面積の3パーセント以上になるように定めなければならない」と規定されています。<br>計画公園は ①くろつかす公園 1459.33㎡、②あさがお公園1232.83㎡、③こすもす公園 1459.83㎡、④さくら公園6,557.16㎡でした。（別紙参照）<br>疑問点は、一番大きな公園であるさくら公園は造成されないまま、平成17年3月16日組合解散の認可を受け同4月2日解散総代会を開催している点です。<br>しかも長野市ごみ焼却施設地検討委員会（委員長〇〇）は〇〇長野市長に、平成17年4月21日付にて、(1)最も優位と判断した候補地として、大豆島松岡二丁目（サンマリーナのおよびその周辺部）(2)優位と判断した候補地として、芹田川合新田（旧南部浄化センターおよびその周辺部）の建設候補地を管申しました。<br>松岡土地区画整理組合地権者解散会（同年5月以降に行われている）以前に管申しされていることです。組合が解散すると、その土地は長野市に帰属してしまうからです。市当局はそのことを理由に現在稼働している清掃センター後地に公園を造ると発言しております。本場に現在の清掃センター後地が公園として使用できるのか、はなはだ疑問です。<br>しかも土地区画整理事業法施行規則に抵触しないのか疑義があります。<br>127頁の草地と明記されている場所こそ、サンマリーナながの北側の約2000坪のさくら公園が造成される場所であり、何故草地と書かれているのでしょうか。 |



| 意見書3 |            | 意見書の原文                            |            | 意見等に対する事業者の見解   |
|------|------------|-----------------------------------|------------|---|
| No   | 準備書での該当箇所  |                                   | 頁          |   |
|      | 章          | 項目                                |            |   |
| 16   | 第3章<br>第4章 | 3-1 環境影響を及ぼす要因と環境要素の抽出<br>4-11 動物 | 177<br>606 | 環境影響評価において地域住民の健康調査等は行いませんが、地域の生活環境は、国が定めている環境基準や法規制等を基に設定する環境保全目標値を遵守すること、現状が環境基準よりも十分に低い場合などは現状を悪化させないようにすること、汚染物質の排出は法規制値よりも可能な限り抑えること等により保全していきます。  |
| 17   | (その他)      |                                   |            | 長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会における選定経過については、本環境影響評価と直接関係がないと考えておりますので、見解は差し控えます。   |
| 18   | 準備書全般      |                                   |            | 調査資料、地図等については、再度、確認を行い必要に応じ評価書において修正したものを記載いたします。<br>また、現況調査については、長野県環境影響評価技術委員会で審査を受けた方法書により、一年にわたり建設候補地及びその周辺で多岐にわたる調査を行います。  |
| 19   | (その他)      |                                   |            | 当広域連合では、「積極的な情報の公開」、「地域の意見の十分な反映」、「地域の特性に配慮」という3つの基本方針を掲げ、建設候補地の直接の地元である松岡区及び大豆島地区の皆様に對しまして、機会あるごとに説明会の開催や資料の全戸配布等を通じて、ご意見をお聞きしながら、ご理解とご協力をお願いしてまいりました。<br>今後も地域の声を反映できるよう努めてまいります。<br>なお、長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会につきましては、本環境影響評価と直接関係がないと考えておりますので、見解は差し控えます。 |

意見書4

( 1 / 2 )

| No | 準備書での該当箇所    |                      | 意見書の原文   | 意見等に対する事業者の見解   |
|----|--------------|----------------------|--|---|
|    | 章            | 項目                   |  |   |
| 20 | 準備書全般        |                      | <p>① 4ページ1-5-2対象事業区域及び周辺区域の概況</p> <p>○ 地図が古く周辺区域の正確な説明になっていません<br/>対象区域の地図1-5-2に記載されている現清掃センターの前の「SEIYU」は5年ほど前に撤退し直後に三立電機松岡工場が入っています。そしてSEIYU駐車場の跡地は住宅地となっています。また、候補地の道路をはさみ北側は区画整理で住宅地となったため、住宅がかなり増えています。これらは、環境影響評価を実施された以後の変化でなく、数年前からの変化です。したがってこの項の説明は、周辺区域の正確な説明にはなっていません。</p> <p>地図に関しては上記の地図は資料の中では新しい方で、SEIYUができる以前、区画整理前の道路がのっている十数年前の地図も資料の中にも沢山あることも問題です。</p>                                       | 意見書1 No2 の見解に同じです。  |
| 21 | 第1章<br>(その他) | 1-5 事業の内容<br>6       | <p>○ サンマリンの北は「土地区画整理法施工法9条で公園に指定」された土地です</p> <p>4行目「北部は広場となっている」と記載されていますが、ここは区画整理法施工法9条で公園に指定された土地です。</p> <p>長野広域連合は、公園の代替地として、「現焼却施設の跡地」を公園にするといわれました。しかし「焼却施設の跡地で子どもたちを安心して遊ばせることができるのか」心配です。環境影響評価に代替地の環境も評価してほしいと要望しましたが、それは広域連合のアセスでするものではない。という説明でした。代替地の環境への影響は公園用地に施設を建設する広域連合の責任で行うべきだと思います。「事業主体が違う」という説明は無責任だと思います。又、焼却場の跡地で、しかも不燃物破砕施設やプラ圧縮施設は残る為、そのような処理施設には含まれたところが公園の代替地として適した場所とはいえないと思います。</p> | <p>準備書要約書 P4 に記載しています「北部は広場となっている」については、建設候補地の現況の利用状況を示したものです。</p> <p>また、現焼却施設の解体については、対象事業実施区域外であること、事業主体が異なること等の理由から、本環境影響評価の評価対象としていません。</p> <p>なお、現焼却施設の跡地を公園にすることに関しては、本環境影響評価と直接関係がないと考えっておりますので、見解は差し控させていただきます。</p> |
| 22 | 第4章          | 4-3 振動<br>395<br>408 | <p>② 85ページ～ 4-3振動について</p> <p>予測値と法規制が現況を大きく上回っていることに疑問を感じます。<br/>現在でも処理施設などがある地域に新たな負担を強いることがガはつきり分かります。<br/>法規制以下だからと現況を上回ることが認められない。放射性物質の規制でも分かるように法規制値は絶対数値ではない。</p>   | <p>計画施設の建設に際し、現況の振動レベルより上昇すると予測しましたが、これは、建設機械が最も集中した場合の予測値であり、また、施設稼働後については、建物等による振動の減衰を考慮せずに設置する機器の最大値を基に予測したものです。</p> <p>建設及び施設稼働に際しては、環境保全措置を確実に実施し、振動の抑制を図ってまいります。</p>  |

意見書 4

( 2 / 2 )

| No | 準備書での該当箇所    |                           | 意見書の原文   | 意見等に対する事業者の見解  |
|----|--------------|---------------------------|----------|--|
|    | 章            | 項目                        |          |  |
| 23 | 第4章<br>(その他) | 4-15 廃棄物等                 | 657      | <p>本事業は、「サンマリーナながの」を取壊し、新たに焼却施設を建設するものです。<br/>なお、「サンマリーナながの」及び「現焼却施設」の解体は、事業主体である長野市が実施することになりますが、発生する廃棄物は積極的にリサイクルが図られるものと考えております。</p>  |
| 24 | 第1章<br>第4章   | 1-5 事業の内容<br>4-16 温室効果ガス等 | 9<br>667 | <p>③ 151 ページ サンマリーナながのの解体について<br/>この計画の実施されると、サンマリーナ解体でかき余る廃棄物が出るのが分かります。その上、現焼却施設の解体も実施されるはずですが、サンマリーナ長野は耐震化をして、残したほうが良いと思います。</p> <p>④ 155 ページ 4-16 温室効果ガスなど<br/>○ 「灰溶融炉」の温室効果ガスについて記載がありません<br/>焼却施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスはあるが「灰溶融炉」でどのくらい温室効果ガスが出るのか記載されていない。先日の説明会でも、「灰溶融炉を建設しても売電できません」と説明がありましたが、その根拠が抜けています。環境省も「灰溶融炉設備廃止により燃料などの削減により温室効果ガスが削減に寄与する」ことなどを理由に灰溶融炉を廃止しても補助金の返還を求めないという通達が出ていると聞きます。(平成 22 年 3 月に都道府県知事宛)</p> |
| 25 | 第1章<br>第4章   | 1-5 事業の内容<br>4-16 温室効果ガス等 | 9<br>678 | <p>○ 広域で遠くからごみの搬入出車両で 132.3t002/年の増加について。<br/>広域でごみを一極集中することにより、環境への影響が大ききということが分かります。近年災害も多い中、ごみ処理の広域化で一極集中させるより、分散化でそれぞれの地域が減量目標を作ってごみ減量を進めるほうが良いと思います。広域化計画は再検討すべきだと思います。</p>   |
| 26 | 第4章          | 4-8 土壌汚染                  | 177      | <p>⑤ 重金属類の評価が不足しています。</p>  |
| 27 | (その他)        |                           |          | <p>施設稼働後については、適切な非ガス処理等を行うことで、重金属類による大気汚染、土壌汚染は生じないものと考えております。<br/>また、建設候補地の現況調査において、土壌中の重金属類の調査を実施しましたが、土壌汚染は確認されませんでした。このことから、建設工事において掘削等の土壌を搬出しても、周辺環境への影響はないと予測しました。</p> <p>ご意見のあった事項につきましては、見解としてお示ししたとおりです。<br/>なお、当広域連合管内の既存のごみ焼却施設は何れも老朽化が著しく、早急に更新を行う必要があると考えており、本計画は、総合的な観点から検討されているものです。</p>  |

意見書5

( 1 / 5 )

| No | 準備書での該当箇所    |                                   | 意見書の原文   | 意見等に対する事業者の見解  |
|----|--------------|-----------------------------------|--|--|
|    | 章            | 項目                                |  |  |
| 28 | (その他)        |                                   | 1. 二頁八行目 平成十六年五月～長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会・学識経験者と公募委員二名退任。<br>2. 三頁 環境にやさしい施設、長野市不燃ごみ破砕施設は、約半分が可燃ごみとして燃され破砕されていた平成六年～二十一年暮までダクトだけでそのまま外に放出され三億円ほどかけて改善されました。それまで有害物質が放出されていたことにご自身が責任を取るのですか。<br>3. 三頁から次の頁は古くいつの地図ですか。五頁、六頁、十四頁、四十八頁、四十九頁、六十四頁、七十頁、七十六頁、七十九頁、八十二頁、九十五頁、九十九頁、百頁、百一頁、百六頁、百十六頁、百十七頁、百二十八頁<br>4. 七頁 本事業の供用開始は、二十六年度中としてあるが、パツカー車の洗車の悪臭は、それまで我まんすることですか。<br>5. 元気なまちづくりで落合橋北詰が通勤ラッシュで困るなとかといていたのが、今、平成二十三年八月現在、土手の北側に盛土して一車線拡張したいと議題になっていたのは、ごみの車を考えていたとは・・・<br>6. 松岡土地区画整理が実施され、農地や畑が宅地並みの税金で、税金が高くて土地を手放す状況になり、松岡及び上区の清掃センター周辺では宅地もアパードも安くなっている。 | 長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会と直接関係がないと考えっておりますので、見解は差し控させていただきます。<br>本件につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。                                     |
| 29 | (その他)        |                                   |  |  |
| 30 | 準備書全般        | 地図・資料等                            |  | 意見書1 No2 の見解と同じです。   |
| 31 | (その他)        |                                   |  | 本件につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。  |
| 32 | (その他)        |                                   |  | 本件につきましては、当事者ではありませんのでお答えできません。  |
| 33 | (その他)        |                                   |  | 本環境影響評価と直接関係のない事項であることから、お答えできません。   |
| 34 | 第3章<br>第4章   | 3-1 環境影響を及ぼす要因と環境要素の抽出<br>4-11 動物 | 177<br>606   | 意見書3 No16 の見解と同じです。  |
| 35 | 第1章          | 1-5 事業の内容                         | 9  | 灰溶融固化処理は、最終処分量の減容化、ダイオキシン類の無害化等に有効であり、再資源化につながるものと考えております。<br>焼却灰等の最終処分を民間に依存することは、倒産や撤退など不安定要素も考えられ、継続性、安定性に課題があると考えっております。 |
| 36 | 第3章          | 3-1 環境影響を及ぼす要因と環境要素の抽出            | 177  | 意見書3 No16 の見解と同じです。  |
| 37 | 第4章<br>(その他) | 4-1 大気質                           | 293  | 長野市の廃棄物処理に関する事項であり、本環境影響評価と直接関係のない事項であることから、記載しておりません。   |

意見書5

( 2 / 5 )

| No | 準備書での該当箇所  |                      |              | 意見書の原文  | 意見等に対する事業者の見解   |
|----|------------|----------------------|--------------|---|---|
|    | 章          | 項目                   | 頁            |   |   |
| 38 | 第4章        | 4-5 悪臭               | 441          | 11. 百二頁 バックカー車の駐車場の臭気多くあり。  | 計画施設については、「準備書 P445 表 4-5-15(2)」に示すとおり、室内に廃棄物搬入車両の駐車場を設置し、室内の負圧化または自動扉等を設けることによって、施設外への臭気の漏洩を防止する計画です。  |
| 39 | 第4章        | 4-8 土壌汚染             | 506          | 百二十一頁 上から四行目から現在と同様にコンテナ車又は、天蓋付車両により行うとありますが、今現在、どこへ運搬されているのですか   | 長野市清掃センターから搬出される焼却灰等については、長野市天狗沢最終処分場及び民間の最終処分場へ搬出しているとのことです。   |
| 40 | 第4章        | 4-1 大気質<br>4-18 土壌汚染 | 197～<br>7502 | 百二十一頁 上から三十二行目、地域住民の生活環境に著しい影響を与えないこととありますが、たとえ微量であっても日量四五〇t 稼動して永久的にこの地に設置されることは、汚染がらく積され続けるのでは。                     | 適切な排ガス処理等を行うことで、大気汚染、土壌汚染は生じないものと考えております。   |
| 41 | 第4章        | 4-1 大気質<br>4-10 植物   | 197～<br>512  | 12. 百二十五頁 周辺の草木はよいとしても焼却炉のまわりには、田畑河川敷等には、多くの人々が野菜等作っていますが大丈夫でしょうか。  | 適切な施設管理を行うことで、農作物等に影響はないものと考えております。   |
| 42 | 第4章        | 4-10 植物              | 525          | 13. 一二七頁上から十三行目 草地とありますが公園です。なんと大きなあやまりが書かれているのでしょうか。   | 準備書要約書 P127 に記載しています「対象事業実施区域は北側が草地」については、建設候補地の現況の植生を示したものです。  |
| 43 | 第4章        | 4-10 植物              | 540          | 14. 七行目 人口草地？ 公園では以下三ヶ所にある公園、今は公園ではなくなっているのでしょうか。   | 準備書要約書 P130 に記載しています「1.4ha は人工草地である」については、建設候補地の現況の植物群落を示したものです。  |
| 44 | 第1章        | 1-4 事業の目的及び必要性       | 5            | 15. 太陽からは請求書は来ません。壁面にもパネルを、屋上の緑の緑化もいいですが、太陽光発電はどうなのか。公共の施設には設置するとの市の方針なので両方とも設置は出来ないものなのでしょうか。                        | 太陽光発電については、積極的に設置してまいります。   |
| 45 | 第1章<br>第4章 | 1-5 事業の内容<br>4-10 植物 | 16<br>522    | 16. 百三三頁上から十八行目 注目される種は、すべて犀川堤外地に生育していると書いてあるが、煙突の高さから周辺へたとえ微量であろうが焼却炉が稼働している時は、なんらかの化学物質がバラまかれているのですかね。              | 排ガス中のばいじんなど計画値を定めた物質については、法規制値より低くなるよう適切な排ガス処理を行ったうえで、煙突から排出されます。<br>なお、犀川堤外地に生育している樹木について活力度調査を行った結果、既存の長野市清掃センターが稼働している中で、植物の活力状況に影響は見られませんでした。 |
| 46 | 第4章        | 4-11 動物              | 580          | 17. 百三四頁下から九行目 動物相及びとはなんですか。  | 動物相とは、調査範囲に生息する哺乳類や鳥類などの動物の種類およびその種構成状況を意味します。  |
| 47 | 第1章<br>第4章 | 1-5 事業の内容<br>4-10 植物 | 12<br>541    | 18. 百三五頁 現時点では、植栽樹種等の緑化計画は未定であるところとありますが一つの提案として私は、空気を浄化するといわれているユーカリの木を沢山植えてみてはいかがでしょうか。ほかに空気を浄化する樹木は種々あると思います。ご検討を。 | 周辺植生と調和する植栽を行ってまいります。   |

意見書5

( 3 / 5 )

| No | 準備書での該当箇所  |                                   | 意見書の原文     | 意見等に対する事業者の見解  |
|----|------------|-----------------------------------|------------|--|
|    | 章          | 項目                                |            |  |
| 48 | 第1章        | 1-4 事業の目的及び必要性                    | 5          | 雨水の再利用について、検討してまいります。  |
| 49 | 第3章<br>第4章 | 3-1 環境影響を及ぼす要因と環境要素の抽出<br>4-11 動物 | 177<br>606 | 意見書3 No16 の見解と同じです。  |
| 50 | 第4章        | 4-13 景観                           | 621～       | 調査地点を表記した地図の中に現況の建物等が反映されていない点につきましては、必要に応じ評価書において修正したものを記載いたします。  |
| 51 | 第1章        | 1-4 事業の目的及び必要性                    | 5          | 屋上の有効活用について、検討してまいります。   |
| 52 | 第4章        | 4-14 触れ合い活動の場                     | 647        | 触れ合い活動の場の現況調査は、平成21年8月23日(日)に実施しております。評価書要約書において追加したものを記載いたします。  |
| 53 | 第4章        | 4-15 廃棄物等                         | 657        | 「サンマリーナ那がの」の解体工事による廃棄物の最終処分先は、現時点では決まっております。   |
| 54 | 第4章        | 4-15 廃棄物等                         | 658        | 3施設は、長野市の天狗沢最終処分場と牧野島不燃物処理場、信濃町の樹形不燃物最終処分場です。  |
| 55 | 第1章        | 1-5 事業の内容                         | 9          | 意見書5 No35 の見解と同じです。  |
| 56 | 第1章        | 1-4 事業の目的及び必要性                    | 5          | 長野広域連合管内の8市町村における減量・資源化の取組みとして、平成22年7月までにごみ処理の有料化が6市町村で導入された他、平成21年10月から長野市において剪定枝の資源化等を行っております。今後、関係市町村において、実情に合わせた取組みが進むものと考えます。 |

意見書5

( 4 / 5 )

| No | 準備書での該当箇所 |    | 意見書の原文  | 意見等に対する事業者の見解   |
|----|-----------|----|---|---|
|    | 章         | 項目 |   |   |
| 57 | (その他)     |    | さらに不安を感じないごみの焼却も汚染されたいごみを長野市の清掃センターで受け入れの方向でありますとの回覧がまわりました。被災された方々の行く末を考えると、日本国民として早くごみ処理をして現地の皆様を助けなければいけませんと心が痛みますが、当大豆島地区は、すでに五十年前ほど前からごみの処理を引受け、当時は、ハエが夜になると天井に黒くなるほどはつき、星間は、ハエ取りリボンを何本もつるし、ハエがタタキでたいたたり、大変いやな状況にありました。この地に生れ育って、あと生きても今までの年月はこの世で暮らすことは、出来なと思います、今ここで又、次の広域の施設を受け入れてしまえば、子々孫々ずーとずーと、この地に設置され続きます。西は戸隠の峯、東は高山村の峯々からこの菅光寺平の盆地の真中にゴミマイレージの不安を感じます。よこれた排気ガスの出ない電気自動車だけが焼却施設に集まって来るなら100歩ゆずって今に至っては・・・今はやりのゲリラごう雨、及び災害などのことを考えたら他の場所に二ヶ所に分散してこの場所は、センターという名の下の①不燃ごみ②資源ごみ③プラ圧縮梱包④犬猫焼却⑤可燃ごみ焼却の各々の施設が集まり単体ならば悪臭はここからと云えますが、行政に伝えると、内とのとは限らない、他にも民官の施設がありますからと逃げ口実、大豆島の皆様には足を向けておられないと云っておられた市の職員の方もおりました。き存の施設の隣に公園として区画整理されたのが集まり孫をつれて当時は遊ばせるのに適当な公園だと思っていたらいつまでたっても草刈りをするだけで公園が出来ないと思っていたらなぜか広域連合の焼却施設が出来るべく候補地となってしまうましたが、まだまだ役所の方々には現地を充分見て聞いて考え直して下さい。 | ご意見は、環境影響評価の内容に直接関係するものではありませんが、当広域連合では、「積極的な情報公開」、「地域の意見の十分な反映」、「地域の特性に配慮」という3つの基本方針を掲げ、平成17年11月の建設候補地選定後、松岡区及び大豆島地区の皆様に対して、機会あるごとに説明会の開催や資料の全戸配布等を通じて、ご意見をお聞きし、ご理解をいただく中で測量・地質調査や環境影響評価等を行ってまいりました。 |
| 58 | (その他)     |    | 25. 長野市ごみ焼却委員会(平成十六年五月～平成十七年七月まで)では学識経験者が途中で、そしてその後、公募委員も退任しております。市議会議員が過半数を占めての委員会は無意味だと思います。これからの委員のあり方もお考え下さい。   | 長野市ごみ焼却建設地検討委員会につきましては、本環境影響評価と直接関係がないと考えっておりますので、見解は差し控させていただきます。  |
| 59 | (その他)     |    | 大豆島地区の一年毎に役員さんが変えられ焼却施設の関連の会議が開かれても言葉が発せられない状況で、終ってしまったからあの時とは、言われ、もれ聞いておりますし、役員さんのお宅を訪問しても、今は役をされているので答えないと言われて横で奥様は、ごみはくさいでいらぬ、反対ですよとにきりに私達の声に反応して下さっている事実、さらに大豆島に全戸配布になったと云われている、長野広域連合A焼却施設に係る環境影響評価準備書(案)(概要版)が松岡の一部の住民に配布されず、(別添の)回覧板がまわり広域連合の方々及び市の関係者十数名が出席しての説明会だったこと、この件で意見を書いて出す資料が配布されず、これに対し広域連合は、配布されなかつたことは事実ですと認めておられますがもうすすんでしまったことと話しが続きません。このことは意見を書いて出すべく冊子が手元に届かなければ読むことも意見を書くことが出来ない状況下におかれた理由は、どこで、どうしてと考えればこの説明会は成立しないことになりました。   | 当広域連合が大豆島地区に対し独自の取組として行いました、「長野広域連合A焼却施設に係る環境影響評価準備書(案)〈概要版〉」の全戸配付につきましては、大豆島地区区長会のご了解をいただき実施したのですが、不行き届きがあった点につきましては、お詫び申し上げます。  |

| 意見書5 |           |                   | ( 5 / 5 )  |   |
|------|-----------|-------------------|------------|---|
| No   | 準備書での該当箇所 |                   | 意見書の内容     |   |
|      | 章         | 項目                | 頁          | 意見等に対する事業者の見解   |
| 60   | (その他)     |                   |            | <p>本環境影響評価と直接関係がないと考えられておりますので、見解は差し控えてさせていただきますが、今後も、地域の皆様のご意見を十分お聞きする中で、ご理解をいただけるように努めてまいります。</p> |
| 61   | 第4章       | 4-1 大気質<br>4-5 悪臭 | 326<br>444 | <p>計画施設においては、悪臭への対策を十分に行うとともに、ダイオキシン類をはじめとする有害物質についても、公害防止基準の遵守はもちろんで、さらなる低減を目指してまいります。</p>         |
| 62   | (その他)     |                   |            | <p>本事業につきまして、重要な課題であることから、建設候補地の直接の地元である松岡区及び大豆島地区のそれぞれにご理解とご協力をお願いする必要があると考えております。</p>             |
| 63   | (その他)     |                   |            | <p>今後も、地域の皆様のご意見を十分お聞きする中で、ご理解をいただけるように努めてまいります。</p>  |



### 第3章 知事の見解及び事業者の見解

準備書に対する知事の見解及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

| 知事の見解（原文）  | 長野広域連合の見解  |
|--|--|
| <b>事業内容</b>  |  |
| 1 事業の実施にあたっては周辺住民の安全・安心を確保するため、引き続き積極的な情報公開に努めること。   | 1 事業の実施にあたっては、周辺住民が安心して生活できる事故のない安全な施設にするとともに、周辺住民の安全・安心を確保するための情報公開を、引き続き積極的に実施してまいります。   |
| <b>悪臭</b>  |  |
| 2 廃棄物運搬車両の内部洗浄を行う場合は、類似事例を調査するなどして、悪臭に対する苦情が発生しないようにすること。  | 2 廃棄物運搬車両の洗車場は、屋内に設けるとともに臭気の漏洩を防止します。<br>なお、廃棄物運搬車両の内部洗浄を行う場合には、類似事例を調査し、悪臭に対する苦情が発生しないようにいたします。                                   |
| <b>水質、水象</b>   |  |
| 3 工事中の豪雨などによる濁水の流出については、計画施設の設計や施工の段階において適切な保全対策を講じるとともに、事後調査にあたっては、速やかに状況を確認すること。                 | 3 計画施設の設計や施工の段階において、豪雨時での濁水流出を防ぐ適切な保全対策を講じます。<br>また、事後調査にあたっては、速やかに状況を確認いたします。   |
| 4 工事中における地下水の揚水については、工事前からモニタリングによる地下水位の状況把握を行うとともに、計画施設の設計や施工の段階において、揚水による影響の解析を行い、適切な保全対策を講じること。 | 4 計画施設の設計や施工の段階において、揚水による影響の解析を行い、適切な保全対策を講じます。<br>また、掘削工事に伴う揚水期間中及びその前後において、モニタリングによる地下水位の状況把握を行い、揚水が与える影響についての適切な環境保全措置を実施いたします。 |
| <b>触れ合い活動の場</b>  |  |
| 5 施設稼働後において、触れ合い活動の場の利用状況を調査し、利用者の活動への影響を確認すること。   | 5 施設稼働後において、触れ合い活動の場の利用状況を調査し、その活動の場が維持され、活動に影響を与えていないことを確認いたします。  |

## 第4章 準備書の修正内容

環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価準備書の見直し及び修正を行い、その内容を評価書に反映させた。

なお、準備書の修正内容は、以下に示すとおりである。

| 評価書における項目                                 | 修正内容   |
|---|--|
| 全般  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域及び周辺の地図については、最新のものに修正した。</li> <li>・説明が不足していた文章について、分かりやすくなるよう修正した。</li> </ul>  |
| 第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法<br>3-2-1 大気質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質の環境基準項目の一酸化炭素、微小粒子状物質について、存在・供用による影響項目として選定しなかった理由を追加した。</li> </ul>   |
| 第4章 調査、予測及び評価<br>4-1 大気質                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質の予測方法、予測結果及び結果の信頼性等について、「予測結果の信頼性」という項目を追加し、分かりやすくなるよう修正した。</li> <li>・予測結果における数値については、有効数字についての注釈を追記した。</li> <li>・二酸化窒素の予測評価については、安全側とする前提条件や保全措置等の検討内容をより詳しく記述し、分かりやすくなるよう修正した。</li> </ul> |
| 4-2 騒音                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の予測方法、予測結果及び結果の信頼性等について、「予測結果の信頼性」という項目を追加し、分かりやすくなるよう修正した。</li> <li>・予測結果は、小数点以下第1位を切り上げ整数とした。</li> </ul>   |
| 4-3 振動                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動の予測方法、予測結果及び結果の信頼性等について、「予測結果の信頼性」という項目を追加し、分かりやすくなるよう修正した。</li> <li>・予測結果は、小数点以下第1位を切り上げ整数とした。</li> <li>・工事中の建設作業振動及び存在・供用時の施設稼働振動の予測結果で示した等濃度曲線について、犀川堤外地の表現を修正した。</li> </ul>              |
| 4-4 低周波音                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果は、小数点以下第1位を切り上げ整数とした。</li> <li>・低周波レベルとされる80Hz以下の音圧レベルについて、北側敷地境界線上の調査結果を追加した。</li> </ul>  |

| 評価書における項目                     | 修正内容   |
|-------------------------------|--|
| 4-6 水質<br>4-7 水象              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における地下水揚水量については、計画施設の基礎設計や施工計画等の具体的な整備計画が確定していないため、矢板等の止水対策を行わない条件を想定し、影響の予測を修正した。</li> <li>・工事中の環境保全措置を実施するにあたり、計画施設の設計や施工の段階における揚水による影響の解析を行い、その結果に応じて適切な保全対策を講じる旨を追記した。</li> <li>・掘削工事に伴う揚水期間中及びその前後において、モニタリングによる地下水位の状況把握を行い、揚水が与える影響についての適切な保全対策を講じる旨を、水象の環境保全措置に追記した。</li> </ul> |
| 4-9 地盤沈下                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水象において工事中の揚水量の予測を修正したため、地盤沈下の予測・評価についても同条件に対応する内容に修正した。</li> </ul>   |
| 4-11 動物                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コウモリ目の確認状況について追加した。</li> </ul>   |
| 4-13 景観                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突や建物の形状や色彩が定まっていない旨を追記した。</li> <li>・フォトモンタージュにおいて、不鮮明であったものを修正した。</li> </ul>  |
| 4-15 廃棄物等                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴って発生する廃棄物等について、予測される量の算出根拠を追加した。</li> </ul>   |
| 4-16 温室効果ガス等                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設稼働に伴う消費電力が、焼却施設のみでなく溶融炉を含んでいる予測である旨を追記した。</li> </ul>   |
| 第6章 事後調査計画<br>6-1-14 触れ合い活動の場 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設稼働後において、触れ合い活動の場の利用状況を調査し、その活動の場が維持され、活動に影響を与えていないことを確認するために、事後調査の対象とした。</li> </ul>  |
| 6-3 事後調査結果の報告等                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事後調査の結果、本事業の影響により環境保全目標が達成できていない場合には、速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直し並びに追加・見直した環境保全措置を踏まえた予測及び評価を行う旨を追記した。</li> </ul>   |